

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)
地域名 (地域内農業集落名)	下山地区 (花沢1区、花沢2区、花沢3区、花沢4区、花沢5区、東大沼1区、東大沼2区、東大沼3区、東大沼4区、小松野、東蘭、黒坂、和合、神殿、大桑、梶、平瀬、田平沢、栃立、立岩、大林、高野、野原、羽布、吉平、宇連野、阿蔵、梨野、蘭村、田折、蕪木、田代上、田代嶋、田代中、田代日影)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月25日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・担い手の高齢化や後継者の枯渇を鑑み新たな担い手の確保が必要
- ・中山間地ならではの急傾斜や獣害等に起因するほ場条件の悪さ
- ・遊休農地・不在地主の増加等による集約化の意向確認が難航
- ・米価低迷による農業への意欲低下と農業離れ

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・農地利用状況が見える化(目標地図)し、今後の地域農業を誰が担うかの地域合意形成
- ・新たな担い手や集落営農組織体制の整備と並行して農地の集積・集約化を実施
- ・「下山農作業受委託システム」を有効利用し健全な農地を守る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	514.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	356.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
・農事組合の寄り合い(会議)の場で農地の見える化と共に「担い手の見える化」を話し合う ・田舎ならではの横のつながり(コミュニティ)を強みとした農地情報の収集と発信
(2)農地中間管理機構の活用方針※
・新たな貸し付けは農地中間管理機構を介した転貸とする。また、現行の相貸についても更新を機会に農地中間管理機構を介した転貸とする。 ・中心経営体が営農困難となった場合、中間管理機構を通じて他の中心的経営体へ貸付を推進
(3)基盤整備事業への取組方針※
・用水路等、農業用施設の老朽化や災害被災等、国・県・市の補助事業を活用 ・中山間地域直接支払制度等の各支援制度を活用した法面の補修・補強や暗渠排水等整備
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・水稻・野菜等の土地利用型作物のほか、収益性の高い小菊・施設園芸作物や特産品目の椎茸栽培に取り組む ・畜産を営む経営体との耕畜連携による飼料用米の栽培や堆肥の有効利用を図る ・中山間地域の気候を強みとした特産品の茶栽培とブランド化 ・担い手の法人化による更なる農地の集積化と米を主軸にした農産物の高付加価値販売
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻苗の育苗や籾の乾燥調製等について、担い手の意向により農業協同組合を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①支援制度等の活用による被害防止柵等の設置、維持、管理
- ②畜産経営体との連携強化による堆肥利用
- ⑦中山間地域直接支払制度等、各支援制度を活用した保全管理への取組み